

國學院大學學術情報リポジトリ

神宮大麻頒布の歴史と意義： 国民的信仰の形成と発展

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 一伯 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001087

神宮大麻頒布の歴史と意義 —— 国民的信仰の形成と発展 ——

佐藤 一 伯

一 はじめに

本稿は、令和三年十月七日に開催された、岩手県神社庁研修所主催（岩手県神社庁教化委員会研修部会主管）の神職教養研修会での報告に基づくものである。研修会の目的は、令和四年に神宮大麻頒布百五十周年を迎えるにあたり、「神職として、今一度、神宮大麻頒布の歴史と意義について理解を深め、神宮大麻頒布向上への一助とする」（同研究会開催要綱）ことであった。

筆者はこれまで同様の意識のもと調査研究を進め、その成果の一部を岩手県神社庁研修所主催巡回研修会等で報告するとともに、「神宮大麻と家庭祭祀の思想——明治天皇の思召について」（國學院大學研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『近代の神道と社会』弘文堂、令和二年）、「近代の皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀——その形成と神道教化について」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』一四、令和二年）、「戦後の神宮大麻頒布活動に関する一考察」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』一五、令和三年）として公表してきた。

むろん、神宮大麻の頒布・奉斎の歴史と意義についての考察はまだまだ不十分のところが多い。そこで本稿では、「国民的信仰の形成と発展」という視点に立って、これまでの成果を整理しつつ再検討していきたい。「国民的信仰」とはいかなる内容かを確認しておく、まさに近現代の神宮大麻頒布・奉斎活動の中で培われた、「皇室の御祖先の神と仰ぎ、私たち国民の大祖神と崇敬を集める天照大御神」（「神宮大麻頒布趣意書」という信仰であろう。まず神宮大麻の歴史と頒布活動の特色を確認し、ついで「国民的信仰」のテーマを取り上げることとしたい。

二 神宮大麻の歴史

神宮大麻は、明治天皇の思し召しにより、神宮から頒布されるおふだであり、新年を迎えるにあたり、氏神さまや鎮守さまのお神札と一緒にまつりし、家庭の一年の無事と幸せを祈るべきものとされる。^①

神宮大麻は、明治以前は「御被大麻」（お祓いさん、お祓）と言われた。^② 治承四年（一一八〇）八月十六日、大中臣（永江藏人）頼隆が源頼朝の挙兵に先立って一千度祓を勤めた（『吾妻鏡』）。康永二年（一三四三）十月十三日、下総国葛西御厨を預かる沙弥妙圓が、伊勢大神宮樅木殿御内に宛てた書状に、「地頭御方へ恒例御きたう千度御祓の箱は慥に進上仕候」とあるのが御祈禱千度御祓を贈った早い例とされる。^③

古代、伊勢国の度会・多気・飯野の三郡は神宮の神戸で神三郡といわれ、後に員弁・三重・安濃・朝明・飯高が加わり神八郡となった。これ以外に諸国の神戸も散在し、神宮の神事や式年遷宮はこれらの神郡・神戸からの神税と一部公費で運営された。平安時代末には神郡内に私領地が現れたため、式年御造営の役夫工米が諸国に課された。鎌倉時代に御厨・御園という荘園が増加し、神宮との交流が盛んになり、ゆかりの地に神明社が祀られた。臨時の私の祈禱（御神楽）を離宮院（斎王の神宮参詣途中の宿泊所）で行い、離宮院が荒廃後は祠官の里宅で奉仕したのが御師の

起りりとされる。次第に諸国の檀那（神領民）の参拝が盛んになった。室町時代末に戦乱が続き、神領が衰え、遷宮が中絶したが、神宮を崇敬する武将に御祓大麻が贈られ、遷宮が復興する曙光となった。御師と檀家との関係は室町時代に緊密になり、御祓大麻が各地で頒布、参宮を奨励した。安土桃山時代を経て式年遷宮も復興、江戸時代には庶民の神宮崇敬が全国に普及した。御師は檀家に宿泊・参宮の世話をしたが、後には大麻頒布が専らとなった。御祓大麻は、「大麻」とは神明が宿る「神明の舎」であり、「一家一身の守護」であることを説いた、神宮祠官の祈祷の伝統と不可分のものであった。⁽¹⁾

明治四年（一八七二）七月十二日の太政官達「神宮御改革に関する件」により、御師の大麻頒布が停止された。同年十二月八日、神祇省（大輔福羽美静、少輔門脇重綾）は、神宮（天照大御神）を中心とする国民教化を推進するため、太政官の正院に「皇大神宮御璽頒布：早々御布告相成候様」と伺い出た。また同時期に福羽神祇大輔は正院に「諸国氏神並家屋ノ内へ皇大神宮ヲ奉祀、且人民一般氏神社へ参拝、毎朝拜式等ノ規則ヲ定メ、敬神ノ旨趣ヲ一ニシ教道ノ本原ヲ相建度」として、氏神社への天照大御神の勧請、氏子や諸官員の氏神社への参拝、家屋内に神棚を設け「皇大神宮御麻」を祀り毎朝拝礼することなどを定めた。「一般敬神ノ規則」の太政官布告案を伺い出た。当時の神祇行政の首脳であった福羽美静や門脇重綾らは、世襲神官の廃止や官社以下定額の制定、郷社定則、氏子調べ制定、神宮改革などにより全国の神社を整備・再編成し、宮中の賢所・皇霊を中核とする祭祀を確立して全国神社にも執行させ、祭政一致・敬神の本原を人民に周知徹底させることを構想していた。⁽²⁾ その一環として提案された「皇大神宮御璽頒布」の太政官布告は実現には至らなかつたものの、十二月十日付で「従前ノ通神宮ニ於テ為取扱可申、尤従来ノ弊習可有之ニ付注意可致事」と指示されることになった。⁽³⁾ そこで十二月十八日、神宮司庁は神祇省に、「崇敬之道」を閉塞させないよう、神宮司庁からの頒布を実施したいと伺い出た。神祇省は二十二日、「皇大神宮大麻之儀ハ今般従大宮司

従来之振合ヲ以テ海内一般へ頒布相成候」と告諭した。「従来之振合」とは、御師が長年にわたり御祓大麻頒布に従事し、全国に広く崇敬が及んでいた歴史的慣習のことを意味していたといえる⁷⁾。

神宮大麻頒布の歴史と意義

同五年三月、宇治に大麻製造本局、山田に支局を設け、四月に「大麻頒布規則」を定めた。六月には教部省より各府県宛、「旧臘元神祇省ヨリ相達候、皇大神宮大麻神宮司庁ヨリ諸府県へ頒布可致処、右ハ諸社配札同様ノ儀ニ無之海内一般ノ人民へ例年拝受可為致御趣意ニ付、頒布ノ儀ハ各地方ニ於テ適宜取計フベシ」と達した。同年四月一日、神宮大麻御璽奉行の祭典が皇大神宮中重で執り行われ、北小路随光大宮司が「天皇の大命以て天の益人等に朝に夕に皇大御神の大前を慎敬ひ令拝給ふと為て自今年始て畏き大御璽を天下の人民の家々に漏落る事無く頒給はむとす」との祝詞を奏上した。六月には白板紙の生地大麻の御真を納め、「天照皇大神宮」の神銘や御璽印と大宮司印を捺す新しい大麻の様式が定められた。皇室を敬い、神宮と国民のつながりを象徴すべきものが、新たな神宮大麻であった⁸⁾。しかしながら「皇大神宮大麻奉祀諭解」(浦田長民少宮司執筆、明治六年)に、「常に此大麻に向ひ敬拜するときは念頭の罪穢消尽して、今世には諸の災厄を除き、福寿延長、死後は永遠天上の娯楽を受く」とあり、師職の頒布は停止されたが、従来の御祓大麻の精神が失われたわけではなかった⁹⁾。

同年四月に教導職が設置、八月に神宮神官の教導職兼補が達せられ教務課を設置、十月に神宮教院と改称した。同年七月、神宮司庁は「来癸酉ヨリ神宮大麻海内へ頒布之節、従前之振ヲ以テ新曆相添人民之望ニ任セ致度候」(頒布大麻へ新曆相添度願)と教部省に願ひ出、許可となった。同十一年三月、内務省は各府県に、「自今地方官ノ関係ニ不及候条、其受不受ハ専ラ人民ノ自由ニ為任候儀ト可心得、此旨相達候事」と通達、以後は神宮教院または神道事務局に委託し、神職または教導職が頒布に従事した。同十五年一月、神職が教導職を兼ねることが廃止となり、神宮司庁と神宮教院は分離、大麻奉製を司庁、頒布を教院に委託することになった。同十七年に教導職が廃止、大麻頒布は

教派神道（宗教団体）の神宮教に、従来通り委託された。

同三十二年神宮教が解散、新たに内務大臣の認可を得て財団法人神宮奉斎会が設立された。同三十三年九月、勅令により神部署官制が公布、大麻・暦を奉製し神宮奉斎会が頒布することになった。同四十五年四月、勅令により神部署官制の改正公布、大麻・暦の頒布も神宮神部署が直接実施となり、全国の二十八支署、大正十三年（一九二四）の官制改正で十四支署を設置、昭和二年（一九二七）の官制一部改正で全国の支署が廃止、各府県の神職会・神社協会等に委託して頒布することになった。

同二十年八月の終戦後、皇典講究所、大日本神祇会（昭和十六年に全国神職会を改称）、神宮奉斎会が対応を協議し、神祇院も以後の措置をこの三団体に委ねた。同二十一年二月、神宮・神社の国家管理が廃され、神宮司庁官制・神部署官制等が廃止、宗教法人令（昭和二十六年以降宗教法人法）が制定され、神宮司庁もその適用を受け、神社本庁を包括団体とする宗教法人神宮が発足した。大麻・暦の奉製は神宮司庁が行い、頒布を神社本庁が委託され、各都道府県神社庁・同支部を通じて全国の神職・神社総代が全国崇敬者に頒布することになった。

神宮規則に「神宮大麻を奉戴し、神宮を崇敬する者を崇敬者とする」と定め、神社本庁規に「本庁は神宮を本宗として神社神道を宣布し祭祀を執行し斯の道を信奉する者を教化育成し、神宮の奉賛及び大麻の頒布をし」と規定した。また「神宮大麻及び神宮暦頒布要綱」（昭和三十五年）に、「大麻は、天照大御神の大御稜威をあまねく光被せしめる大御璽として希望する者に頒布する。これを毎年頒布するのは御恩頼の更新累加を意味するものである」と定められた。神社界は神宮を本庁の「本宗」を仰ぐことで一つにまとまり、天皇・国体と不可分の性格を再確認した。

三 戦後の神宮大麻頒布活動の特色

神社本庁による神宮大麻の頒布活動は、昭和十九年の約一千三百万体から昭和二十三年に約五百万体にまで減少した頒布数の回復を目指しつつ、「宗教法人神社本庁庁規」や「神社本庁憲章」（昭和五十五年）など、頒布にかかる規範の確立整備が図られた。昭和三十七年、同四十七年には神宮大麻頒布九十年、同百年にあたり頒布成績向上の施策が実施され、頒布奉仕者のために『神宮大麻頒布必携』、『神宮大麻頒布向上対策資料』などが作成された。昭和五十年代以降は「神宮大麻都市団地対策」（昭和五十二年～六十一年）、一千万家庭神宮大麻奉斎運動「指定県制度」（昭和六十二年～平成十五年）、同運動「モデル支部制度」（平成十七年～平成二十三年）など、「都市対策」と「家庭」を主眼にした施策が展開された。頒布数は平成六年に約九百五十六万体制まで増えたが、平成七年以降に初穂料が五百円から八百円に改定されたことなどにより減体傾向に転じた。しかし増頒布のみを「教化力のバロメーター」とするのではなく、「家庭」の縮小化や個人化への対策である家庭祭祀の振興は、日本の歴史と暮らしの中で醸成された神宮大麻を神棚に祀る生活を護持するにとどまらず、戦後日本が抱える時局問題や国家観の問題の対策でもあると考えられてきたのであった。⁽¹⁰⁾

神宮司庁・神社本庁編『神宮大麻頒布必携』（昭和三十七年）では、明治五年に神宮大麻頒布が開始されるにあたり、神宮大宮司が奏上した祝詞をもとに、神宮大麻頒布は「天照皇大神を敬拝するため」であり、その「御神徳」、ことに「皇大神は皇室の御祖神であり、同時に私共国民の総祖神でもあり」、「本宗と仰ぐ最高至貴のお宮であるという大筋」が重要と指摘している。⁽¹¹⁾ 神社本庁編刊『神宮大麻頒布向上資料集』（昭和四十五年）においても、「天照大御神さまは、皇室の祖神にましますとともに、わが民族の大御親として、一人一人の個人的な信仰を超えて、国民的な信仰が捧げ

「られてゐる」として、「国民的な信仰」について述べている。¹²⁾『神宮の奉賛』（昭和五十八年）では、神宮大麻は「民族の心情を育み、伊勢と日本全国を結ぶ大切なきずな」だが、都市化や遷宮奉賛に向けての対策が課題と指摘する。¹³⁾『神宮大麻の歴史と意義』（平成十年）においても、「天照大御神は天皇の祖先神であらせられるとともに、国民一人ひとりを守護する総氏神であるとの、二つの信仰要素が渾然としてゐる」のであって、神宮大麻頒布と遷宮奉賛は実践の「二本柱」であるとしている。¹⁴⁾『神宮大麻・暦についてのQ&A』（平成十年）では、神宮御鎮座の由緒や大御神の神勅、神宮祭祀の本義を解説し、皇祖神にして総祖神である大御神を仰ぎ、「天皇陛下を中心として国民一体となり理想の国づくりをすすめてゆく」という「国民的信仰」への理解に努めている。¹⁵⁾

『神宮大麻頒布向上資料集』（昭和四十五年）では、歳神、家祈禱、釜祓、家祓、御日待講、五色の幣など、各地に伝承される習俗との調和ないしそれらの伝統を活用した頒布が報告されている。¹⁶⁾『神宮大麻・暦頒布活動実践事例集（第二部・神社事例編）』（平成十二年）においても、年神様、水神様、釜神様などと一緒に頒布する事例がみられる。¹⁷⁾頒布活動の施策は、時代が降るにつれて多様化しているように思われる。『一千万家庭神宮大麻奉斎運動「モデル支部制度」報告書』（平成二十五年）では、五十近い事例が報告され、チラシやパンフレット、簡易神棚、研修会や講演会、ポスターや看板、幟旗や懸垂幕などの活用が多くなっている。¹⁸⁾広報媒体としてインターネットを活用する事例は、『第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」の推進にあたって第一期活動を踏まへての神社庁活動計画一覽』（平成二十九年）によると、ウェブサイト（神奈川、茨城、北海道、石川、兵庫、岡山）、SNS（東京、埼玉、滋賀）とも、多くなりつつあるのが現状といえる。¹⁹⁾

次節ではこれらの特色のうち、昭和三十年代以降の刊行物において繰り返し確認されてきた、「天照大御神さまは、皇室の祖神にましますとともに、わが民族の大御親」という、個人の信仰を超えた公的な「国民的な信仰」について、

四 近現代の天照大御神信仰

神宮司庁・神社本庁編『神宮大麻頒布必携』は、「皇大神は皇室の御祖神であり、同時に私共国民の総祖神でもあります⁽²⁰⁾」と述べ、神宮司庁編刊『お伊勢まいり』は、「大御神は、申すまでもなく、皇祖神であられる。したがって、日本各地にご鎮座の神々の総氏神、日本の国民の大御親神として尊ばれているのである⁽²¹⁾」と説明する。また、神社本庁編『神宮大麻・暦についてのQ & A』は、「神宮大麻」はいふなれば、私たち日本人の大御祖神・総氏神さまである天照大御神さまが、常に私たちと共におはします「みしるし」といふ意味です⁽²²⁾と解説している。このように、天照大御神が皇祖神であられることは、すなわち全国に鎮座する神々の総氏神、国民の大御祖神であるという信仰が、あまねく神宮の天照大御神を崇敬し、家々の神棚に神宮大麻を奉斎する意義の基本の一つとなっているといえよう。

他方、「神宮大麻及び神宮暦頒布取扱要綱」第二条（大麻の本質）は、「大麻は、天照皇大神の大御稜威をあまねく光被せしめる大御霊として、希望する者に頒布する。これを毎年頒布するのは、御恩頼の更新累加を意味するものである」と定め、大御稜威の「光被」という「御恩頼」の側面を重視している。神社本庁『家庭のまつり』は、「天照大御神は、私共の祖神さまでありまして、人々のために衣食の道を定め、世の中を明るく慈愛の光を以つて照らして下さる最も尊い神様です⁽²³⁾。」と述べている。「大御祖神」という信仰には、世をあまねく照らす日の大神の神徳が含まれているといえよう。

天照大御神が皇室の御祖先にして国民の大御祖神との信仰は、すでに近代において論じられている。
神宮神部署主事の當山春三の著した『神宮大麻と国民性』（大正五年）には、

天祖は皇統原始の神にましますを以て即ち皇室の御祖先、吾等臣民より拝するときは、吾等臣民の大祖先にましまして、而して又絶対の君主、即ち君にして而して祖、祖にして而して君。故に義に於ては君臣の分厳乎として秋霜烈日の如く、敢て侵すを許さぬけれども、情に於ては全く父子であるから、温情親和、実に春風駘蕩も啻ならぬのであります。⁽²⁴⁾

と、義は君臣、情は父子との考えを基にしている。大正天皇即位式勅語（大正四年十一月十日）に、朕惟ふに、皇祖祖宗を肇め基を建て、列聖統を紹ぎ祐を垂れ、天壤無窮の神勅によりて万世一系の帝位を伝へ、神器を奉じて八洲に臨み、皇化を宣べて蒼生を撫す。爾臣民世々相継ぎ、忠実公に奉ず。義は則ち君臣にして情は猶父子の如く、以て万邦無比の国体をなせり。

とあり、『日本書紀』雄略天皇二十三年八月の御遺詔に「義は乃ち君臣なれども、情は父子を兼ね」と記されている。こうした詔勅が意識されているといえよう。

神宮神部署時報『瑞垣』第二号（昭和六年）に収められた「神宮大麻竝曆本頒布に就いて」には、

元日や神代の事もしのぼるるといふ芽出度い年の始の行事の第一に、先づ神事を先にして、新しい神宮の大麻を家庭に奉斎し、身も心もはばれしくなつて、全同胞が一斉に、国家の総氏神にます大御神の御神徳を帰一し、我が建国の大精神に蘇つて、新しき活動の第一歩を進むると共に、国運の隆昌と君民の弥栄とを寿ぎまつることは、何といふ莊嚴な、たのもししい、何といふ美しい御国風でありませうか。ここに我が日本国の永久に若々しく栄え行く本源があるのではないでせうか。⁽²⁵⁾

とあり、「国家の総氏神」と述べている。官幣大社八坂神社官司であった高原美忠著『日本家庭祭祀』（昭和十九年）は、我々の血の源は祖先であり、血を養ふものは食物である。稲そのものの霊格を歳之神とし、稲そのものの生育

を生命の象徴とする古代人の思想から云へば、我々の祖先に対する考を遠く及ぼして、勿体ないが民族の大祖先にまします天照大神、穀物の神としての豊受大神を年の始にお祭するのは今に始まったことではなく、昔から行われてゐたお祭に国家的自覚を更に明確にしたものである。⁽²⁶⁾

と、稲の神、年の神、先祖の神への考えを、民族の大祖先の天照大御神と穀物の神の豊受大神に及ぼすべきことを説いている。

河野省三『家庭と敬神崇祖』（昭和十七年）は日本人の敬神崇祖の觀念について、

日本における敬神觀念は、古典に於ける神代の神々に関する思想信仰によつても推知せられるやうに、所謂人間神に在つても、自然神に在つても、凡べて之を祖先神として尊信する意識が豊かである。即ち凡べての人々を祖先神化して尊信してゐるのである。此の祖先神の意識を以て一切の神々、有ゆる天神地祇を祖先の神々として尊信するといふことが日本民族の著しい特色の一つである。之は申すまでもなく、万世一系の天皇が肇国以来、此の国を統治し給ひ、君民一体、ひたすら此の国土に在つて祖孫相繼いで、天壤無窮の皇運を扶翼し奉つてゐると同時に、全国に津々浦々、神代以来、日本民族の發展と共に、神社が鎮座している關係でもある。⁽²⁷⁾

と述べ、日本民族の特色は、「有ゆる天神地祇を祖先の神々として尊信する」ことにあると説いている。

このように、近代の天照大御神の信仰は、敬神崇祖の觀念に基づいており、これが現代まで受け継がれているといえよう。

五 近世以前の天照大御神信仰

近現代における敬神崇祖の思想とは対照的に、近世には儒学者を中心に、天照大御神を万民が崇敬することへの疑

問や批判がなされていた。

徳川光圀『西山随筆』は、

伊勢の御師なにかし大夫など云者、毎年御祓御供曆鮑やうの物を、たれがしが旦那などとののしり、ゆかりを尋ねてくばりめぐる、我聞く神は不浄をさくと、況や伊勢は日本の宗廟也、祓供物など凡下の輩たやすく拝受すべき事にあらず、然るを穢土不浄をも別たず、我物がほに猥りにくばるは、神慮も如何あらんや、神は敬して遠ざくと云事、彼党知らざらんや。²⁸⁾

と、「日本の宗廟」である伊勢からみだりに大麻が頒布されることは望ましいことではないと指摘する。

太宰春臺『聖学問答』は、

日本ノ人ハ、家ニテ天照太神を祭り、歳初ニハ歳徳ヲ祭り、常ニハ竈ノ神ヲ祭ル。天照太神ハ天子ノ祖神ナレバ、庶民ノ祭ルベキ神ニ非ズ。歳徳ハ天神ナレバ、天子ノ祭りタマフ神ナリ。庶民ノ家ニテコレヲ祭ルハ越祀ナリ、黷祀ナリ。²⁹⁾

と述べ、天照大神は天子の祖神であり、歳徳神も天子が祭られるべき神であるから、いずれも庶民が各戸で祭るのは分不相応であると批判している。

これに対して、本居宣長は『伊勢二宮さき竹の辨』で、

かくて内宮に齋祀る御神体は、神代に、皇孫邇々藝命の、高天原より、此御国に天降らせ給はむとせし時に、天照大御神の、御手づから八咫鏡を取持せ給ひて、此鏡は、吾御霊として、吾を齋祭ることく、拝祭り給へと詔して、授け奉り給へる、その御鏡にましますば、即これ此世を照しますます、天照大御神の御神霊を託へるところ也、然れば此伊勢内宮の御神は、皇国の人はさらにもいはず、漢天竺其餘の国々、天地の間の万の国、天津日

の御蔭を蒙るかぎりの国々の人は、王も臣下も民も、みなその御徳御蔭を、たふとみ拝み奉らではかなはぬ御神にましますを、……天皇の大皇祖神に坐ます御事の尊さは、今さら申すに及ばぬ御事ながら、ただその尊さのみ思ひ奉りて、天下万国の人ごとごとく、今現在に御蔭をかうぶるたふとさを思はざるは、いとかなしきこと也、⁽³⁰⁾

と、天照大御神は「大皇祖神」であられるにとどまらず、国内外の人々が「天津日の御蔭」を蒙っていることに思いを致すべきことを説いた。『玉鐙百首』の中では、「たなつ物百の本草も天照す日の大神のめぐみえてこそ」、「天照神の御民ぞ御民等をおほろかにすなあづかれるひと」⁽³¹⁾などと詠じている。さらに『直毘靈（古事記伝一之巻）』では、

天皇の、大御祖神の御前を拝祭坐すがごとく、臣連八十伴緒、天の下の百姓に至るまで、各々祖神を祭るは常にて、又天皇の、朝廷のため天下のために、天神国神諸をも祭り坐すが如く、下なる人どもも、事にふれては、福を求むと、善神にこひねぎ、禍をのがれむと、悪神をも和め祭り、又たまたま身に罪穢もあれば、祓清むるなど、みな人の情にして、必ず有るべきわなざり。然るを、心だにまことの道にかなひなば、など云めるすぢは、仏の教へ儒の見にこそ、さることもあらめ、神の道には、甚くそむけり。⁽³²⁾

と述べ、天皇が天照大御神をはじめ天神地祇を祭られるのと同様に、人々が福を求めて神々を祭ることは「人の情」であると説いている。

平田篤胤『鬼神新論』は、

天照大御神の宮所は、今さら申すにも更なれども、人々仰ぎ瞻奉る日の大神の御神霊を肅ひ祭り給へるにて、神宮なり。然るを赤縣州の王どもの死霊を祭りたる所と等しく称し奉るは、いとも可畏く、余りに物しらぬ儒者どもの云ひごととなり。唯似よりたる事は、天皇の御大祖に坐ます事のみなり。此は掛巻も可畏けれども、天皇の

御遠祖に坐す、迺々藝命と称し奉るは、日の大神の大御孫に坐まして、皇国へ天降ませる故なり。此は古事記また日本紀、古語拾遺などに委く見えたるが如し。……かく赤縣州の宗廟、また社稷など云ふものとは異なる事にて、神宮なれば、諸人の拝み奉るとも更に咎むべき事に非ず。……もとも、古へには私に幣物を献ることは禁じ給へれど、……大宮へ参詣る事は禁ぜられたる事なし。……殊に此の大御神は、掛巻もいと畏く、甚も妙なる由縁まし坐て、世に有りとある人の限り、敬ひ拝み奉らでは得あらぬ業なるが上に、生とし生るもの、今の現に、此の大御神の御恵を蒙らぬ物の無ければ、家ごとに祀りて其の大御恵を忘れ奉らぬは、いと厚き事にて真に道に称ひたる所為と云ふべし。⁽³³⁾

と、天照大御神は人々が敬仰する「日の大神」であり、その「御恵」を蒙らないものは無いのだから、家々で祀ることとは「真の道」にかなうものと説いた。本居宣長の日の大神説を受け継いでいると思われる。

伴信友『神社私考』は、

信友おもへらく、内宮はなべての神社とは別にて、高天原にして天照大御神の皇孫尊に、云々の由にて授賜へる神物なるを、やがて大御神の御霊宝として、天皇の大宮に斎崇め給へりけるを、崇神天皇の御世に、神威を畏み給ひて、伊勢の今の大宮に遷し奉り、斎祭り給へる御事にて、すなはち天皇の大宮ともはら異ならねば、王臣以下の人のみだりに詣で拝み、幣帛奉ることを許したまふべきにはあらざるべけれど、天下人みなもの仰ぎ貴び敬ひまつる真心より、大前ををがみまつり幣奉る事も、おのづからのいきほひなれば、⁽³⁴⁾

と、内宮は一般の神社とは異なり、天照大御神の御霊代を奉斎し、臣下がみだりに詣でるべきではなかったが、天下の人々が崇敬の「真心」より拝むことが盛んになることは「おのづからのいきほひ」であると説いた。また、『竹葉秘抄』には次のように述べている。

謹て古典を稽るに、天地のはじめ天神たちの命により事始賜ひて、伊邪那岐伊邪那美二柱の大御神、最初にまづ此大御国を生成給ひ、さて次々に諸の神たちをなむ生給ひにける、其中に天照大御神は、大御父神の御事依しによりて、無窮に天上を知食し、また天照大御神は皇孫瓊々杵尊に葦原千五百秋之瑞穂国、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣、宝祚之隆当与天壤無窮者矣、と御事依しありて、此皇大御国に天降し奉り給ひにき、これ天皇の遠御祖神に坐して、件の神勅のごとく御子孫無窮に動かせ給ふ事なく、天津日嗣を受伝はらせ給ふ御事になむありける、故天皇はもとよりおのづから天下の大君主に坐して、且万民の大御祖に坐し、万民はおのづからの臣にして、はた御子の義相備はれる故に、八百万世の末までも、天地のあらむかぎり、此君臣の大道動く事無く、尽る期あることなし、

天津神たちの命をもつて伊邪那岐神・伊邪那美神が国生みをなさり、次に諸神を生まれたが、その中でも天照大御神は、御父神の命により高天原をしらしめし、皇孫瓊瓊杵尊に天壤無窮の神勅を授け、この「皇大御国」に降臨させられた。これが天皇の「遠御祖神」であられ、ゆえに天皇はおのづから「天下の大君主」にして「万民の大御祖」であり、万民にはおのづから「臣」と「御子」の義が備わっているので、「君臣の大道」が不動であるという。神道古典をもとに、近代の敬神崇祖論に先駆けた解釈ということができよう。

会沢正志斎『退食問話』は、

曰、斯道は、前にも論ぜしが如く、天地あれば人倫あり、人倫あれば自然の大道ある事、則ち天地の道なれば、天地の初に、天照大神、神器を皇孫に授け給ひし時より、忠孝の道顕れて、君臣・父子の大道既に明なり。神武天皇、天下を統一し給ひ、橿原の宮に即位ましましてより、君臣の礼益正しく、靈時を鳥見の山中に設て、皇祖天神に孝を申べ給ひしより、父子の恩愈隆なり。然は今、天下の臣民、父に事へ、君に事ふ、誰か天照大神より

して、神武天皇の教化を仰がざらんや。されば教化の本に報ひ奉らんには、天照皇大神・神武天皇を祀るべきは勿論なれども、今、至尊かたじけなくも、日神の正胤にましまして、天位に居て、皇祖天神を祭り給ふなれば、海内の人、同心同徳にして、天朝に誠敬を尽さば、その誠敬は自から皇祖天神にも通ずべし。⁽³⁶⁾

と述べ、天照大御神と神武天皇を祀ることはもちろん、「日神の正胤」である天皇に「誠敬」を尽くすことの大切さを説いた。日の大神の「自然」「人倫」双方の尊さを述べており、本居宣長や平田篤胤と、伴信友の説とを総合したような内容といえよう。

三谷栄一「日神信仰と天照大神の成立」は、

太陽の光熱を大地の豊穡を源泉、人間社会の活動力の基幹と思考し、太陽の恩恵を祈願し、その祭祀する宗教的慣例が古代社会の核となっているのである。⁽³⁷⁾

と太陽への信仰が古代の祭祀の中核であったことを指摘している。

また、安蘇谷正彦「天照大神論の沿革」は、

神道五部書に現われた天照大神の御神格や御神徳……その具体的な内容は、日神、天上の統治神、皇祖神、三種神器や天壤無窮の神勅を授与する神、天神地祇の大宗等と主張されている。が、『古事記』、『日本書紀』あるいは『古語拾遺』等の神道古典に窺われる内容とほとんど差異はないと思われる。⁽³⁸⁾

と指摘し、中世における伊勢神道には、『古事記』や『日本書紀』、『古語拾遺』などの神道古典にみられる、「日神、天上の統治神、皇祖神、三種神器や天壤無窮の神勅を授与する神、天神地祇の大宗等」の内容が受け継がれていることを指摘した。

『古事記』では、伊邪那岐神が天照大御神・月読命・須佐之男命が成りました時、「三はしらの貴き子得たり」と

喜ばれ、天照大御神には「汝命者、高天の原矣所知らせ」と命じられた。『日本書紀』では、伊弉諾尊・伊弉冉尊が「何ぞ天下の王者を生まざらむ」と仰せられて大日靈貴をお生みになり、その尊さは「光華明彩しくして、六合の内に照り徹る」と形容された。また、斎部広成撰『古語拾遺』は、「天照大神は、惟れ祖惟れ宗、尊きこと与二無し。因りて、自余の諸神は、乃ち子乃ち臣、孰か能く敢へて抗はむ」と、最高至貴の神にして、他の神々はみなその子孫であり臣下であることを、古典に照らして主張した。

近現代における総氏神信仰は、こうした神道古典における天照大御神の伝承を基本として、形成発展してきたものであるといえよう。

では、天照大御神の信仰は、地方の文化としてどのように発展したのだろうか。次節でその一端を検討していきたい。

六 岩手における伊勢信仰の一端

(一) 伊勢神楽

森口多里『岩手県民俗芸能誌』は、「総説——民俗芸能の成立・存続の諸条件」の中で、北上山系の早池峰山や陸中海岸などの自然的条件に次いで伊勢信仰との関わりについて次のように述べている。

伊勢神宮信仰もさかんであつたらしく各地にお伊勢堂がある。この信仰に伴う太(代)神楽系のほかに、北上山系の南寄りの盆地、東磐井郡大東町猿沢の秋祭りには伊勢神楽と称する曳屋台が出て年少者の太鼓囃子で練り歩く。同じ山系でも北上川に近い紫波町二日町には伊勢から移入したといわれる「伊勢のおはらいの獅子踊」があつて、右の腰の横ザシには伊勢神宮の神札を巻く。北上山地のまんなかの遠野郷の青笹に伝わる幕踊系の獅子踊の唄の一つには「思いかけねの友達にさそわれて伊勢の熊野に拝み申せや拝み申せや」というのがあつて、

お伊勢詣りや熊野詣での喜びを想像させる。その踊組では腰ザシを「伊勢の熊野のおほらい」とよび「……腰にさしたる伊勢のおほらい」という唄もある。⁽³⁹⁾

このうち、一関市大東町猿沢に伝わる下猿澤伊勢神楽は、元文年間（一七三六～一七四一）に鳥海村丑石（現一関市大東町鳥海）の兄弟が、伊勢詣りの道中に駿河で見た祭りを会得して帰り、伊勢神楽として地域の人々に教えたという。江戸時代末に沖田堀合（現一関市大東町沖田）より婿養子に來た忠吉氏が現在の猿沢小向・板倉の若者に伝授したのが下猿沢での始まりであった。昭和五十三年（一九七八）に自治会によって結成された下猿澤伊勢神楽保存会には、大東町十一区（約八〇戸）の全戸が加入し、小学校一年生から大人まで取り組んでおり、五月の猿沢小学校運動会、十月の猿沢神社例祭、十二月の大東町郷土芸能発表会などで披露される。平成三十年には若手県民俗芸能フェスティバルにも参加した。同団体リーフレット等によると、約百日の道程と多額の経費を要する伊勢参りに参加できない人々が、二見浦からのご来光に太鼓を見立てて、アヤ（花バチ）に祈りを込めて舞ったのが伊勢神楽の始まりとされる。地域的特色とともに、当地における伊勢信仰の普及という点からも貴重な芸能といえる。なお、一関市大東町洪民にも洪民伊勢神楽が伝承されており、平成十三年（二〇〇一）に結成された保存会には洪民地区民約二〇〇世帯が会員となり、洪民八幡神社の例祭や郷土芸能発表会で上演している。⁽⁴⁰⁾

（二）大槌の虎舞

近松門左衛門の『国性爺合戦』は、中国明朝の遺臣鄭芝龍が日本亡命中、九州平戸の田川氏の娘との間に生まれた和藤内（鄭成功、国性爺）が、祖国回復を計ったことを題材にしている。和藤内は明朝再興のため、母を背負って獅子ヶ城を目指す道中、虎が住む千里ヶ竹の大藪に迷い込み、虎狩りに遭遇する。鉦や太鼓、喇叭を鼓吹する数万の

勢子に追われた虎が二人の前に飛び出し、和藤内は応戦するが、そのとき母が藪影から、「ヤアヤア和藤内、神国に生まれて神より受けし身体髪膚、畜類に出会ひ力立てして怪我するな。日本の地は離るるとも神は我が身に五十鈴川。大神宮の御祓ひ納受などかなからんや」と、肌身の御祓大麻を渡した。息子の和藤内は「げに尤も」とその御祓を虎に差し向けると、虎を手懐けてしまった。^①

神宮大麻頒布の歴史と意義

岩手県上閉伊郡大槌町の吉里吉里虎舞と安渡虎舞は、このような『国性爺合戦』『千里ケ竹』の「和藤内の虎退治」に基づくとされる演目を伝承している。^② 廻船問屋を営んでいた三代目前川善兵衛助友が『国性爺合戦』の芝居を廻船の乗組員を連れて観賞し、吉里吉里に帰って虎の頭を赤土で作らせ、舞踊化したのが吉里吉里虎舞の始まりとされる。和藤内の虎退治の演目は「庭づかい」といい、有力者の庭で門打ちの踊りをしたことに由来する。勢子に追われた虎と和藤内の一戦が演じられ、虎が弱まると槍突きが「ヤーラ風来、陣頭は思いそうよりダツタン国、李踏天の虎なるぞ。この虎、こちゃ渡せと、右に及ばず討ち殺す」と和藤内に迫る。和藤内は捕らえた虎にまたがり、お札を掲げて「ヤーラ風来、舌長し、わが国いとこにて有り難くも、伊勢皇大神宮のお祓いに恐れ、あつき難を逃れ、この虎欲しきものは和藤内の味方につき、異議におよばば、絡め取る」と宣言して終わる。

安渡虎舞の由来は、三代目前川善兵衛助友が廻船の舟子とともに『国性爺合戦』を観て感動し、「千里ケ竹」の場面を下閉伊郡山田町大沢に住む舟子に習わせた。これがもとで大沢の虎舞が始まり、さらに釜石の片岸に虎舞が伝わり、天保年間に安渡に虎舞が伝えられたという。虎舞の和藤内が虎退治を演じる「ツユバミ」という演目は、三場面構成になっている。第一の場面は真ん中に笹竹を置き、片方に槍突きと和藤内が身を潜め、もう一方に虎がいて笹竹に戯れて遊ぶ様子が演じられる。第二の場面では親子の虎二頭が笹竹と戯れ遊び、子虎は退場する。第三の場面では、親の虎が笹竹のもとに三回進んで笹竹を噛み、そこへ和藤内が躍り出て退治に入る。和藤内が太刀を出すと虎は引き、

これを三回繰り返したところで和藤内は伊勢神宮の御札の靈威を語って槍突きを説得し、最後は総勢で踊って終わりとなる。和藤内と槍突きの台詞は吉里吉里虎舞とほぼ同じである。

(三) 早池峰神楽

早池峰神楽は、修験集団が靈山として守り続けてきた早池峰山の南登山口の岳と、南に下がった里に近い大償に伝承される二つの神楽の総称で、この二系統の神楽は岩手県内に広く分布している。演目の中には、「天岩戸開き」、「五穀舞」、「天降り」など、天照大御神を題材にしたものがみられる。^④

岳神楽の「天岩戸開き」の言立は次のようになっていいる。

能々鎮り給へ。千代の御神楽の由来を委しく尋ぬるに、天地開けて国常立尊より相續いて伊弉諾伊弉冉命と申し奉る此二柱の神、天の浮橋に立ち給ひて共に謀つて詔く、下津底に何国ならんやと詔ひて、天の逆矛を指下し青海原を探りしかば其矛の先よりしたたる汐こうつて一つの島となり、是を名付けて礮馭慮島と申すなり。亦た葦原の中津国とも名付けたり。時に伊弉諾尊の詔く、我既に大八洲の国及び山河草木を生むといえども、何ぞ天が下の君たるものを生まざらやと詔ひて、爰に生れます御子を大日靈貴と名付け奉る、天照大神是なり。次に月の神、蛭子命、素戔嗚命と申して四柱の神を産めり。是即ち大日靈命は地神五代の初めなり、其れより五代に至つては、神日本磐余彦命を神武天皇と称す。人皇の初めとして今は世までも極りなし。然るに彼の素戔嗚命の御心得振りに仕業甚だ味気なく、様々の暴悪をなすに依つて、姉の尊は天の磐窟に引籠らせ給へば、国の中常闇なり。時に諸神達は大いに驚き、天ノ安河原に神集ひに集ひて日の神を諫め奉るべきさまを謀るに、思兼命慮り岩戸の御前に神の枝に玉鏡幣を取り掛け天津児屋根の尊は天津祝詞を上げ給へば、天の鈿女命は手に千卷の矛を持ち

天ノ香具久山の真榊を以て鬘とし、蘿を以て手纏となす。八百万の神達は庭火を焚き樂器を揃へ様々の業おきし給へば、日の神岩戸を細目に明け見そなはし給ふ。其時天ノ手力雄命扉の脇にたたずみ給ひて、御手を給はり出し申せば、夜明くる如く諸神達は面白やと掛声を上げて誼けり。

大償の「女五穀舞（天照五穀舞）」は、天照大神が天太玉命に「葦原の中津国に保食の神ありときく、しかるに月読命をつかわすと雖もその神あしきことあつて相見ず、後にまた天熊人に仰せて葦原の中津国にきて保食の神を見まいらすべし」と仰せになる。その後、「おお勅によつて葦原の中津国に行きて保食神を見そなはせ給へば既にみまかれり、そのいただきに牛馬生れり、ひたえに粟生れり、眉の上に蚕生れり、目の中に稗生れり、腹のうちに稲生れり、ほとに麦及び豆あづき生れり、これによつて安かれ、五穀を君に奉らん」と、太玉命はヨネを大神に奉る。すると「おお、天照るおん神大いに喜ばせ給ひて、青人草の食物となし、みんなん（民人）養育のたなつもの及びはたつものを分ち、あめのむらくもを定め田畑を耕し、五穀をまき始むるなり、農業の事のもととなし、いまが世までも五穀のたね絶ゆることなし、保食の神をば稲荷大明神とあがめたてまつれば宇賀のみたまの神にまつり、勅して高天原に八百万の神たち神つどいにつどいて、千代のみかくら奏すべし」となり、神樂舞が奏でられる。

大償の「天降り」は、天孫降臨にあたり猿田彦神が道案内する内容で、

ノウノウ鎮まり給へ、我はこれ天の忍穂耳の尊たり、またこれなるは天鈿女の尊、天の櫛津の尊たり、天祖高皇産靈尊の宣給はく、皇御孫瓊々杵尊を豊葦原中津国の君にせんとのかかひて、即ち我はこれ天津神籬、天津磐境を押し立て我皇御孫のための祝まつらんと天照大神は即ちやさかにの曲玉、やたの鏡、草なぎの劍の三種の神器を賜はりて、天の磐座を押し放ち、天の八重雲を稜威の千別にちわきて天降ります道に汝が構うることの何の故ぞや、そのことの由問ひきたれとの詔に候ぞよの。

と、行手の道に立つ猿田彦神に何者かを問う場面で楽屋において右の舎文が唱えられる。

また、早池峰神楽に限らず多くの山伏神楽では、曲目の最終に権現舞が演じられ、大償権現舞では、紋服の長老が出て拝み、「あまてらす神のみこころうけつぎて神のみたから月日くもらぬ」との唱え事をあげる。

(四) お伊勢参りと三社託宣碑

伊勢参宮など社寺霊場への参詣旅行は、長期の日数と多額の経費を要するため、多くは講をつくり代参の形をとった。小田嶋恭二「北上の石碑について——近世以降の信仰碑」によると、岩手県北上市内の参詣碑は九一四基で、駒形信仰や山神、産神などの祭祀碑(一二三一基)に次いで多い。このうち伊勢参詣碑は五一基、伊勢参宮後に足を伸ばすことが通例であった金比羅山碑は一二四基、出羽三山は一五二基である。伊勢信仰碑は、「天照皇大神宮」や、「天照皇大神、八幡大神、春日大神」の三神を併せて刻む例が多い。伊勢参りの際には三社託宣の掛図をいただいできて拝んでいたもので、文化年間(一八一〇年代)から建碑が始まり、昭和三十年代(一九六〇年代)まで続いており、明治期の建立が目立つとい⁽⁴⁾う。

三社託宣は吉田神道において重視された教化資料で、天照皇大神宮、八幡大菩薩、春日大明神の有名な三社の神のお告げとの名目であり、正直、清浄、慈悲など神道の重要な教えを説こうとしたもので、明治期までその信仰は伝承された⁽⁵⁾。天照皇大神宮が深く正直を重んじられ、八幡大菩薩が清浄、春日大明神が慈悲を重視されることを神託にこ⁽⁶⁾と寄せ、そうした神意にもとづく信仰や心構えを躰けようとする主旨であったが、一般には天照大神と武士の守護神としての八幡神、公家の守護神としての春日明神という、最も貴い神祇を表象する御神号として、道徳的宗教的情操が人々の心をつないだ⁽⁶⁾とされる。

伊勢参りは庶民の憧れであり、一生に一度は行くべきものだとの通念が広がっていた。藩や幕府は庶民の往来を統制する一方、伊勢参りが理由の往来に対しては寛容であった。庶民は講を作つて旅費を積み立て、くじ引きなどで旅する者を決めた。

奥州一関の庶民は伊勢参りの途中で江戸に寄り、名所案内の版本や地図を利用し、寺社仏閣や江戸城、大名屋敷をめぐつた。また宿泊や見物した場所や費用などを道中記としてまとめた。道中記は旅の思い出の記録だけでなく、講の仲間への会計報告の役割も果たし、後の旅人への参考にもなった。その幾つかの事例によると、明治七年（一八七四）に赤荻村の農民ら八人が伊勢参りをした記録（『伊勢参宮日記』）には飲み食いしながら旅行する絵が描かれている。西永井村に伝わつた道中記（『手帳』）では、安政四年（一八五七）に仙台の国分町からアヤシ（愛子）町、山寺へと向かい日本海側から伊勢を目指し、帰りに江戸の一関藩上屋敷を訪ねている。一関市内に現存する江戸時代の道中記によると、五月か六月頃出発して八月か九月頃帰着しており、旅行の期間は約三か月ほどであった。⁽⁴⁷⁾

北上市飯豊では、昔のお伊勢参りは九十日位かかった。出発の前日には親類縁者が集まって立振舞をし、水盃をかわした。出発の日は皆が村境まで見送りに行き、第一日は水沢に泊まった。それから奥州街道を仙台、宇都宮と歩いて、江戸の日本橋を渡り、東海道五十三次の小田原、箱根、静岡、名古屋、桑名を通り、伊勢の神宮に参拝、那智の熊野権現、高野山、四国の金比羅、神戸、大阪、京都、名古屋から長野の善光寺へと参詣して帰つた。多くは農業が終わり、十一月下旬頃に出発した。大晦日に伊勢に到着し、二年詣りといつて大晦日（年取りの日）と元日と二回拜んだ。道中に矢立てを取り出して、風景や舟賃、はたご銭等を記録し、次に行く人達の参考にした。何処の人かと問われると「奥州の仙台」と答えた。明治末期はマントやインパネスを着物の上に着て草鞋を履き、はたご銭は三五銭であった。豊作が何年も続かないと行けなかつたが、先進地方の文化を吸収し、見聞を広め、飯豊の文化、農

業生産の向上にも役立つたといふ。⁽⁴⁸⁾

こうした民俗芸能や参宮は、近世から近現代にかけて、御祓大麻や神宮大麻による国民的信仰とともに育まれたと考えられるが、その関連については更に検討を要するものである。

七 むすび——明治天皇御製にみる国民的信仰

神宮大麻は、御祓大麻が神明の宿る「神明の舎」で「一家一身の守護」であると説いた、神宮祠官の祈祷の伝統を受け継いでおり、清浄・清潔を尊び正直の心を重んじる日本国民の徳性も、皇祖の天照大御神の御神徳と関わりが深いとされてきた。また、近現代における天照大御神を総氏神と崇める信仰は、神道古典における天照大御神の伝承を基本として、形成発展してきたものであった。さらに、各地の芸能や参宮などの文化には、そうした伊勢信仰の様々な展開が確認出来るように思われる。

昭和五十八年発行の『神宮の奉賛』は、当時の日本社会の状況について、共同体意識が高かった農村部に都市的な要素が徐々に入り、個人の観念が強く地域との繋がりが薄い都市部では、緑や祭りが心の潤いを与えるものとして見直されていると捉えていた。人口減少や少子高齢化、過疎化が深刻化し、新たな課題がもたらされた今日においても、参考にすべき視点であり、神宮大麻頒布活動の施策の多様化は、変動する社会への対応に苦心してきた努力の成果といえるように思われる。他方、昭和三十年代以降の刊行物において繰り返し確認されてきた、「天照大御神さまは、皇室の祖神にましますとともに、わが民族の大御親」という、個人の信仰を超えた「国民的な信仰」を普及発展させることこそが、神宮大麻頒布の趣旨であることは、さらに重要かつ基本的な活動の柱であったといえよう。

49 庄本光政・渋川謙一『改訂・神道教化概説』によると、神道教化とは祭祀（まつり）の伝統を護持することである。

「敬神生活の綱領」（昭和三十一年）や「神社本庁憲章」（昭和五十五年）によると、神道教化の目的は、高天原神話に源を発する民族信仰を正しく継承し、次の世代に伝えようとするもので、その最も重要なものは、天皇と神社神道の関係である。すなわち、高天原をしろしめす天照大御神が新嘗祭を行われていることを始原とし、天孫降臨にあり「神籬磐境の神勅」が下され、神職の指針となってきたこと。皇孫は天照大御神の御心を心として葦原の中つ国に降臨され、斎庭の稲穂をもって人々を養育されてきたこと。よって氏神様とともに天照大御神を仰ぎ、毎年神宮大麻を奉戴し、その信仰を基礎として皇室を尊んできたことが重要である。天皇の精神的權威は憲法の条文などに制約されることはなく、国民統合の中心として祭祀に奉仕される天皇陛下を拝し、宮中祭祀（皇室祭祀）、神社祭祀、家庭祭祀等が同心円をなし、その中核に天皇がましますと理解することができる。⁽⁴⁹⁾

むすびにあたり、神宮大麻の全国頒布を仰せ出されたと称えられる、明治天皇の御製にあらわれた大御心を通して、神宮奉賛・大麻奉斎の意義を拝察してみたい。

明治神宮編『類纂新輯 明治天皇御集』（平成二年）に収録された、明治天皇の伊勢の神宮に関する御製からは、

天のとのあけはなれゆく朝ごとに伊勢の宮居をふしをがむかな（明治四十二年）

神風の五十鈴の宮をあふぐかな身ははるかなる家にありても（明治四十四年）

詣で来る人のところをあらひけりみたらし川の水のしらなみ（明治四十年）

かみかぜの伊勢の内外のみやばしら動かぬ國のしづめにぞたつ（明治三十七年）

動きなき神路の山に萬代を民とともにわれはいのらむ（明治二十三年）

など、「朝毎に」「家にありても」「心を洗ひ」「國の鎮め」「民と共に祈る」といった、国家の鎮護を国民と共にお祈りされたいとの大御心を拝察することができるように思われる。⁽⁵⁰⁾ ちょうど、明治二十三年十月三十日に渙発された教育

勅語に、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ、「朕は汝ら臣民と斉しく、つつしんでこれらの道徳を我が身につけて、自ら之を實踐し、皆その徳を同一に、心を一つにすることをひたすら願ひ望む」という、天皇と国民による、君民一体の實踐を提唱されたことと同様の精神が示されているようにも拝察される。

これは、皇大神宮の御鎮座が、天照大御神の広大無辺の慈愛に満ちた御神徳を、これまでの天皇お一人による「同床共殿」という祭りの形式から発展させて、ひろく国民にも仰がせていただくとともに、皇室と国民が一体となり、国づくりに邁進すべきことを宣明されたものであったこととも、深く関わるように思われる。すなわち、神宮の奉賛と神宮大麻の奉斎は、天照大御神の神勅を発展させた神宮御鎮座の根本精神にも通じるものであり、こうした「共に祈ろう、お伊勢さま」という精神は、次世代にもしつかりと受け継がれていくべきであろう。

註

- (1) 神宮司庁「神宮大麻頒布趣意書」。
- (2) 鈴木庄市「神宮大麻についての覺書」(神道文化会創立三十五周年記念出版委員会編『天照大御神(研究篇二)』神道文化会、昭和五十七年)、四四二頁。
- (3) 檜垣(度会)常副・檜垣(度会)常基編『檜垣兵庫家証文旧記案集』(国立国会図書館所蔵『檜垣兵庫家古券』中巻)。
- (4) 中西正幸『神宮大麻の歴史と意義』(神社本庁、平成十年)、二〇頁。
- (5) 阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六十二年)、二七―三〇頁。
- (6) 『公文録』自辛未八月至壬申三月神祇省伺「皇太神宮御璽頒布御布告伺」「諸国氏神社并家屋の内へ皇太神宮奉祀ノ儀ニ付伺」。

- (7) 美濃部達吉『改訂憲法撮要』(有斐閣、昭和二十一年。第三章「天皇」第二節「天皇ノ大権」)の「祭祀大権」の項に、「神宮ノ財産上ノ特權トシテハ尚歴史的慣習ニ基キ大麻及曆ヲ製造シ頒布スルコトガ其ノ独占權ニ屬シ、其ノ事務ヲ掌ル為ニ大宮司ノ管理ノ下ニ神宮神部署ヲ置ク」(二〇六―二〇七頁)と指摘している。
- (8) 中西正幸『神宮大麻の歴史と意義』、三〇頁。
- (9) 神社本庁教学研究研究所『神宮大麻に関する研究会報告書』(平成十六年)、一六―一七頁。
- (10) 神社本庁総合研究所監修、神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道——歴史と課題』(第四章〈神宮〉「戦後の神宮大麻頒布活動の歩みと施策」、神社新報社、平成二十二年)、一七三―一七四頁。
- (11) 神宮司庁・神社本庁編『神宮大麻頒布必携』(神宮大麻全国頒布九十周年記念、昭和三十七年)、一―三頁。
- (12) 神社本庁『神宮大麻頒布向上資料集』(まへがき、昭和四十五年)。
- (13) 神社本庁『神宮の奉賛——神宮大麻・曆頒布と次期式年遷宮のために』(昭和五十八年)、一―二頁。
- (14) 中西正幸『神宮大麻の歴史と意義』、七三―七四頁。
- (15) 神社本庁『本宗奉賛ブックレット 神宮大麻・曆についてのQ&A』(平成十年)、一―七頁。
- (16) 神社本庁『神宮大麻頒布向上資料集(神職教養シリーズ二二)』(昭和四十五年)。
- (17) 神社本庁『本宗奉賛ブックレット 神宮大麻・曆頒布活動実践事例集(第二部・神社事例編)』(平成十二年)。
- (18) 神社本庁本宗奉賛部『一千万家庭神宮大麻奉斎運動「モデル支部制度」報告書』(平成二十五年)。
- (19) 神社本庁本宗奉賛部『第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」の推進にあたって』第一期活動を踏まへての神社庁活動計画一覽』(平成二十九年)。
- (20) 神宮司庁・神社本庁編『神宮大麻頒布必携』、二頁。
- (21) 神宮司庁編刊『お伊勢まいり』(改訂八版、平成二十六年)、七三頁。故西川元泰禰宜が昭和四十八年に執筆。
- (22) 神社本庁編『神宮大麻・曆についてのQ&A』(平成十年)、三七頁。
- (23) 神社本庁『家庭のまつり』(氏子のしをりその一、昭和三十八年初版、昭和四十四年再版)、二頁。
- (24) 當山春三『神宮大麻と国民性』(神宮奉斎会本部、大正五年)、四五頁。
- (25) 「神宮大麻竝曆本頒布に就いて」(『神宮神部署時報 瑞垣』二、昭和六年)、二五頁。

- (26) 高原美忠『日本家庭祭祀』（増進堂、昭和十九年）、一二～一三頁。
- (27) 河野省三『家庭教育指導叢書 第二輯 家庭と敬神崇祖』（文部省社会教育局、昭和十七年）、六頁。
- (28) 徳川光圀『西山随筆』（千葉新治編『義公叢書』早川活版所、明治四十二年）、一頁。
- (29) 太宰春臺『聖学問答』（日本思想大系三七 徂徠学派）岩波書店、昭和四十七年）、一二二頁。
- (30) 本居宣長『伊勢二宮さき竹の辨』（『本居宣長全集』第八卷、筑摩書房、昭和四十七年）、四八六頁。
- (31) 本居宣長『玉鉾百首』（『本居宣長全集』第十八卷、筑摩書房、昭和四十八年）、三三五頁。
- (32) 本居宣長『直毘靈』（『本居宣長全集』第九卷、筑摩書房、昭和四十三年）。
- (33) 平田篤胤『鬼神新論』（『新修平田篤胤全集』第九卷、名著出版、昭和五十一年）。
- (34) 伴信友『神社私考』巻二（『伴信友全集』第二、国書刊行会、明治四十年）、七〇頁。
- (35) 伴信友『竹栄秘抄』（『伴信友全集』第三、国書刊行会、明治四十年）、一頁。
- (36) 会沢正志斎『退食問話』（『日本思想大系五三 水戸学』岩波書店、昭和四十八年）、二五〇頁。
- (37) 三谷栄一『日神信仰と天照大神の成立』（神道文化会創立三十五周年記念出版委員会編『天照大御神（研究篇一）』神道文化会、昭和五十七年）、一四四頁。
- (38) 安蘇谷正彦『天照大神論の沿革』（神道文化会創立三十五周年記念出版委員会編『天照大御神（研究篇二）』、二九三頁。
- (39) 森口多里『岩手県民俗芸能誌』（錦正社、昭和四十六年）、五〇頁。
- (40) 一関市教育委員会『下猿澤伊勢神楽調査』（令和二年）、同『渋沢伊勢神楽調査』（令和二年）、第三十九回大東芸術祭・郷土芸能発表会（平成三十年）における調査による。
- (41) 神社本庁『神宮大麻・暦についてのQ&A』、三三～三五頁。
- (42) 大槌町文化遺産活性化実行委員会・大槌町民俗芸能調査委員会編『大槌町の民俗芸能——大槌町民俗芸能調査報告書』（大槌町教育委員会、平成二十八年）。
- (43) 森口多里『岩手県民俗芸能誌』。
- (44) 小田嶋恭二『北上の石碑について——近世以降の信仰碑』（『北上市立博物館研究報告』第二二号、平成十一年）。
- (45) 庄本光政・渋川謙一『改訂・神道教化概説』（神社新報社、平成二年第三版）、四七頁。

- (46) 河野省三『近世神道教化の研究』（國學院大學宗教研究室、昭和三十年）、一八頁。
- (47) 一関市博物館『一関と江戸① 江戸で遊び・江戸で学ぶ』（令和二年）、一二頁。
- (48) 飯豊小学校創立百周年祭実行委員会『飯豊物語』（昭和四十九年、「伊勢参りの話、天道八重樫長助氏談」）、三〇頁。
- (49) 庄本光政・渋川謙一『改訂・神道教化概説』、一九～二六頁。
- (50) 明治神宮『類纂新輯明治天皇御集』（平成二年）。